平成２３年（フ）第８２５１号
大阪府枚方市走谷２丁目７番17号
債務者　中原　一郎
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６８号
堺市中区平井693番地６
債務者　北埜知惠子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６０号
堺市北区大豆塚町２丁42番地12、前住所大阪府松原市天美西２丁目３番２－Ｂ101号
債務者　大角　信也
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２５号
大阪府柏原市国分西２丁目１番36―407号、前住所大阪府柏原市玉手町６番61　214号
債務者　二野　美子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０３号
大阪府藤井寺市野中１丁目259番地の１
債務者　瀧本　寛信
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０７号
堺市南区原山台１丁５番２―214号、前住所堺市南区鴨谷台３丁２番４―408号
債務者　澤井設備こと　澤井　勝哉
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１４号
大阪府河内長野市千代田南町２番４―203号
債務者　荒木　宗広
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１７号
大阪府河内長野市上田町221番地の１
債務者　藤岡由美子（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４３号
大阪府羽曳野市西浦４丁目758番地の３
債務者　生方　靖晃
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５９８号
堺市南区竹城台１丁２番30―1005号
債務者　鶴田カツヱ
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
熊本県八代市植柳元町5496番地６
債務者　湯野　敬明
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１３１号
熊本県八代市植柳元町5496番地６
債務者　湯野　　毅
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２０５号
静岡県富士宮市中島町532番地の７
債務者　佐野　圭子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第８０６７号
大阪府守口市南寺方東通４丁目28―８　ＧＥパークサイド103号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田西町21番16号
債務者　田村　陽一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４０号
横浜市中区新山下３丁目14番１―801号
債務者　西村佳代子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０３７号
横浜市中区本牧宮原７番１―409号
債務者　國吉由貴子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０５０号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目５番８号　誠荘102
債務者　月沢　養三
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部